旧芦ヶ久保小学校　利用申請及び利用許可書

申　込　日	平成　　年　　月　　日	㊞
申込者・団体名		
連　絡　先	〒　　－	
	電　話：　　FAX：	
	E-mail：	
現場責任者	携帯電話：	

旧芦ヶ久保小学校施設を次のとおり利用したいので申し込みます。

利用日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分～　　時　　分から 平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分～　　時　　分まで
利用目的等	
利用人数	名
車両数	台　（特殊車両：　　台）
利用施設	□ 全校舎貸切　　□ 校長室 □ 職員室　　□ 家庭科室（和室）
利用備品等	
保険加入状況	□ 加入　□ 未加入　内容：
火気等の使用	□ なし　□ あり　内容：
大きな音の発生	□ なし　□ あり　内容：
添付書類	□ 事業企画書等　□ 保険証書等の写し □ その他（内容：　　）

□ 利用を承認しない。

□ 下記事項を遵守するほか、上記内容を変更または条件を附して、利用を承認する。

□ 賃貸借料は免除とする。

平成　　年　　月　　日

埼玉県秩父郡横瀬町長　富田　能成　㊞

1 施設等の利用にあたり、賃貸借料が発生する場合は、別添納付書に基づき利用日までに納付すること。
2 施設は老朽化しており、耐震性も確保されていないため、激しいスポーツ等、施設への負担が大きい利用はしないこと。
3 施設の第三者への転貸、施設及び敷地内の物品等を敷地外へ持ち出すことは禁止とする。
4 現場責任者は、事故・トラブルがないよう安全対策には万全を期すること。
また、万一事故等が発生した場合は、直ちにしかるべき措置を講ずるとともに、管理人へ連絡すること。
5 騒音や夜間照明など周辺住民への影響が予想される場合には、事前に協議のうえ、その指示に従うこと。
6 使用後は施設等の原状回復及び清掃を行うこと。また、利用者の瑕疵により施設などに破損が生じた場合、その損害の賠償や修復は利用者が責任を持つこと。
7 その他、町の指示に従うとともに、社会通念上の範囲内で賃貸借を行うこと。なお、当該施設は町指定の避難所となっており、災害時には、貸し出しができないこともある。
8 上記の各項目などに違反したときは、いつでも賃貸借の許可を取り消し、施設の返還を請求できる。